

広陵かぐや姫まつり出展基準

広陵かぐや姫まつり実行委員会（以下、「委員会」という）が主催するイベントにおいて、特定の区画に出展して展示・販売・体験等を行う企画（以下、「本企画」という）を行う際の基準について、以下のように定める。

1. 企画目的

本企画は、広陵かぐや姫まつり会場内に活動展示、物品又はサービスの販売、体験型コンテンツ等の発表を行う区画を設け、広陵町内で活動する非営利団体又は非営利活動を行う法人及び個人が活動成果について広報できる場を提供することを目的とする。

2. 資格

本企画に出展者として応募できるのは次の条件のいずれかに該当する者とする。

- ・広陵町内に本店又は支店を置く非営利活動法人及び一般法人の非営利事業部門
- ・代表者又は構成員の半数以上が広陵町に居住し、主に非営利活動を行う任意団体
- ・広陵町内に居所地を置く個人事業主の非営利事業
- ・広陵町内に居住する個人で、非営利活動の実績がある者
- ・その他の委員会が認めた団体及び個人

3. 区画と条件

本企画で出展可能な区画は委員会が定め、区画ごとに適正な出店条件を設ける。また、委員会は出展区画及び条件について、出展を希望する団体及び個人が本企画への申請について十分な吟味ができる期間を設けて公開する。

4. 設営及び搬入出

- ・出展者は、委員会が定めた区画に設置されたテント内について、本基準に定めた範囲において広報活動に必要な備品等を設営することができる。
- ・設営に際しては、消防等の各種法令を遵守し、届出や申請等が必要な場合は、開催日までに出展者の責任において手続きを完了させるものとする。
- ・出展者は委員会が定めた期間内に備品の搬入出を完了させるものとする。

5. 事前の承認を要する企画

次に定める企画を行う場合は、事前に委員会に申告し、承認を受けるものとする。

- ・ 区画内での調理を伴う企画
- ・ 飲食物の販売
- ・ 大きな電力を使用する企画
- ・ ガス風船等の圧縮ガスを使用する企画
- ・ 大きな音を発する映像音響機器を使用する企画
- ・ 保健所、消防等の公的機関に事前の届出を要する企画

6. 出展できない企画

次に定める企画は、禁止とする。

- ・ 政治的、宗教的、反社会的な表現
- ・ 特定の個人及び団体への誹謗中傷又は差別を助長する恐れのある表現
- ・ 出展者の通常の活動内容から大きく乖離し、主に営利を目的とする企画
- ・ 発火、発煙、激しい光、その他の他者に危害を与える恐れのある企画
- ・ 酒、たばこ、医薬品の販売
- ・ 刃物や鈍器等の他者を傷つける恐れのある物品の展示、販売及びそれらを用いた体験
- ・ 指定区画外での備品設置及び長時間の占有
- ・ 委員会の許可を得ないテントや衝立等の設置
- ・ 委員会が定めた期間内に設営と撤去を完了できない企画

7. その他

本基準に定めのない事項については、委員会において協議し、会長が決定するものとする。

令和7年6月1日 作成

広陵かぐや姫まつり実行委員会